

# 集中管理下における情報公開法への 対応について(論点2)

## 内閣府

(注)本資料は、各省庁内とは別個に集中管理の施設を設ける場合に考えられる論点等をまとめたもの。

# 小論点1 窓口対応・開示の実施事務はどこで誰が行うか

## オプション1 移管元省庁で当該省庁職員

(メリット)

- ・何が中間書庫に移されているか国民の側には必ずしも判然としておらず、従前どおり情報公開窓口を各省庁窓口に一元化した方が分かりやすい。
- ・所管行政への知見や原課とのスムーズな連絡調整により、関連する文書の範囲等請求文書を適切に特定することが可能。

(デメリット)

- ・実際の文書が手元にないので中間書庫との連絡調整等が必要。
- ・開示の実施に際して、文書を移管元省庁に送付する必要。

(フィージビリティ)

- ・相対的に高い。

## オプション2 中間書庫で中間書庫職員

(メリット)

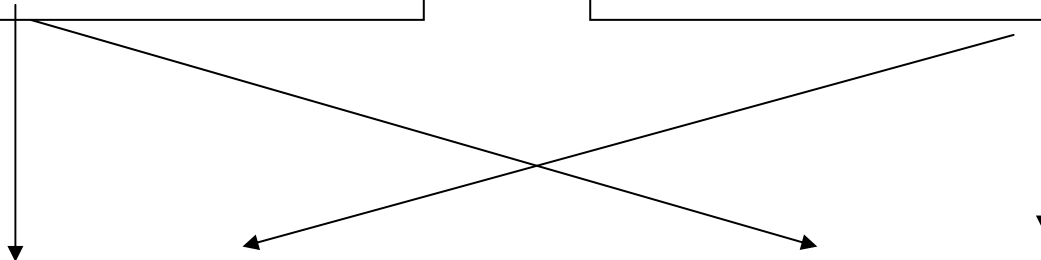
- ・移送文書については省庁横断的な対応が可能。
- ・実際の文書を見ながらきめ細かく迅速な対応が可能。
- ・開示の実施も、現にある中間書庫で行うことができ簡便。

(デメリット)

- ・中間書庫に窓口対応職員を置く必要。
- ・関連する文書の範囲等請求文書を特定することに困難。
- ・何が中間書庫に移されているのかを国民に周知する必要がある。

(フィージビリティ)

- ・相対的に低い。



## 小論点2 判断の主体

### オプション1 移管元省庁

(メリット)

- ・文書の内容を熟知しており、適切な開示・不開示の判断が可能。
- ・不開示情報が誤って開示されてしまう懸念が減り、移送が促進。
- ・現行の各省庁の文書管理権限の分担制と整合的。

(デメリット)

- ・情報公開の可否の判断のため、移送元省庁に文書を戻すことが必要になり手続が煩瑣化し、また判断までに時間を要する懸念。

(フィージビリティ)

- ・相対的に高い。

### オプション2 中間書庫制度の主体

(メリット)

- ・中間書庫に文書があるので、その制度主体が判断も一元的に行えば迅速かつ効率的。
- (注)副次的には、政府横断的で共通的な情報公開法の運用にも資する可能性があるのではないか。

(デメリット)。

- ・文書の内容を熟知しているとは言えず、きめ細かな判断は困難。
- ・移送文書に含まれる不開示情報が誤って開示されてしまう懸念から移送を躊躇するおそれ。
- ・現行の各省庁の文書管理権限の分担制との関係の整理が必要。

(フィージビリティ)

- ・相対的に低い。

## 小論点3 文書の所在の明確化

- ・中間書庫を設置し、中間段階の文書を集中管理することで、文書の所在が明確化し、情報公開請求に対する文書不存在による不開示決定の減少等の効果が期待される。
- ・政府横断的な集中管理の実現により、複数省庁をまたがった開示請求や文書探索が容易になることが期待される。